



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2020/8/31

NO.382 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

新型コロナウイルス

◆家賃支援給付金制度

法人・個人で売上の減少に直面する事業の継続をささえるため、地代・家賃（駐車場、資材置場等として事業に使用している土地の賃料など）の給付金制度です。

対象者 2020年5月～12月の売上で、左記の①または②にあてはまる事業者の方

① いずれか1ヶ月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている

② 連続する3ヶ月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている

必要書類

賃貸借契約書、確定申告書など

◆持続化給付金制度

フリーランスを含む法人・個人で、売り上げが半減した事業者への給付金制度です。

対象者 2020年1月からの売り上げが前年同月比で50%以上減少（個人事業者で白色申告の場合は年間の売上高一か月平均と比較して50%以上減少）

必要書類

確定申告書、今年減少した月の売上、青色申告決算書や収支内訳書など

申請のご相談は民商へ。

申請は来年1月15日までです。

新型コロナウイルス

「国保減免通知書がやっと届いた」

飲食業のAさんは、新型コロナウイルスの影響で売上が減少したため、7月24日に国保減免申請を提出し、8月18日に村上市から減免通知書が届きました。「減免通知書が届いたが、いくら減免になって、いくら払うのが通知書を見ても分かりにくくて困っている」と民商へその通知書を持ってきました。事務局に確認してもらい「これだけ払うのか。国保の支払いが少なくて良かった。通知書を実際に見てもらって解決できたので安心した」と喜んでいました。

たいへん！
現場が止まった
新型コロナウイルスで

困った！
新型コロナウイルスで
仕事がない

困った！
新型コロナウイルスで
営業自粛



民商の紹介をお願いします

みなさんのまわりに、「持続化給付金や家賃支援給付金について知りたい。申請のやり方が分からない」など悩んでいる方がおましたらお声かけください。

過払い金の相談も受付しています

9月の無料法律相談

日時 9月15日（火）

午前10時30分

会場

村上民商事務所
新潟中央法律事務所

弁護士

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 9月11日（金）
☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。